

資料

書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則（案）

2026.○.○制定

（目的）

第1条 この規則は、会員が、契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、最良執行方針等の書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（会員等（第2条第1号①に定める会員等をいう。）の使用に係る電子計算機と、顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めることを目的とする。

（電磁的方法による交付等の方法）

第2条 会員は、本協会諸規則に基づき行う顧客への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項について、次の各号に掲げる方法により提供することができる。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- ① 会員等（当該会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を提供する顧客又は当該会員の用に供する者を含む。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法
 - ② 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ③ 会員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法
 - ④ 閲覧ファイル（会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法
- （2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

(電磁的方法による交付等における基準)

第3条 前条各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- (2) 前条第1号①、③又は④に掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- (3) 前条第1号③又は④に掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（第5条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前条第1号①若しくは②若しくは同条第2号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
 - ① 前条第1号③に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項
 - ② 前条第1号④に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
- (4) 前条第1号④に規定する方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。
 - ② 前号に規定する期間を経過するまでの間において、①の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

(電磁的方法による徴求等の方法)

第4条 会員は、本協会諸規則に基づき行う顧客からの書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて、次の各号に掲げるもの（会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により提供を受けることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- ① 会員等の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ② 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもののを得る方法

(顧客の承諾)

第5条 会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第4条第2号に掲げる方法による承諾を得ること

- ① 書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨
- ② 第2条又は第4条に掲げる方法のうち会員が使用するもの
- ③ ファイルへの記録の方式

(2) あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知すること

- ① 書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨
- ② 第2条又は第4条に掲げる方法のうち会員が使用するもの
- ③ ファイルへの記録の方式
- ④ 当該会員に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨

2 会員は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

3 会員は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号④に規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。